第十四条第一項第三号ハ中「申立て又は通告」を「申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）」に改め、同号ニ中「この条において」を削り、同条第二項第五号中「破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告」を「破産手続開始の申立て等」に改める。

第二十七条中「法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この条において同じ。）を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券（特定社債券を除く。）として内閣府令で定めるもの」を「次に掲げる有価証券」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。）を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券（特定社債券を除く。）として内閣府令で定めるもの

二　法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち次に掲げる者が発行者であるもの以外のもの

イ　その資産の総額の百分の五十を超える額を不動産その他の内閣府令で定める資産に対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この章において同じ。）

ロ　その資産の総額のうちに占めるイに規定する内閣府令で定める資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人として内閣府令で定めるもの

ハ　イ又はロに掲げる投資法人に類する外国投資法人

第二十七条の二各号列記以外の部分中「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に、「前条に規定するもの」を「前条各号に掲げるもの」に改め、同条第一号中「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に、「前条に規定するもの」を「前条各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券」に、「以下この条」を「次号」に改め、同条第二号中「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に改め、同条第三号中「又は証書」を「若しくは証書」に、「又は第九号」を「若しくは第九号」に改め、「掲げる有価証券」の下に「（前条第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）」を、「有するもの」の下に「又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四号中「又は証書」を「若しくは証書」に、「又は第九号」を「若しくは第九号」に改め、「除く。）」の下に「又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第五号中「又は証書のうち」を「若しくは証書のうち」に、「又は第九号」を「若しくは第九号」に、「前二号」を「第三号」に改め、「掲げるもの」の下に「及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるものを除く。）又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（第三号に掲げるもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であるもの」を加え、「当該証券又は証書」を「当該証券若しくは証書又は当該外国投資証券」に、「受けた証券又は証書」を「受けた証券若しくは証書又は外国投資証券」に改める。

第二十七条の三各号列記以外の部分中「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に、「第二十七条に規定する」を「第二十七条各号に掲げる」に、「及び第二十八条の二第十二号」を「、第二十八条の二第十二号及び第二十九条の二の三第十号」に改め、同条第一号中「又は第九号」を「、第九号又は第十一号」に、「第二十七条に規定するもの」を「第二十七条各号に掲げるもの及び同項第十一号に掲げる外国投資証券」に改め、同条第二号中「又は証書」を「若しくは証書」に、「前号に掲げる有価証券」を「法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価証券（第二十七条第一号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）」に改め、「有するもの」の下に「又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（第二十七条第二号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三号中「又は証書」を「若しくは証書」に、「第一号」を「法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号」に改め、「除く。）」の下に「又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前号に掲げるものを除く。）」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条第四号中「又は証書」を「若しくは証書」に、「第一号」を「法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号」に改め、「除く。）」の下に「又は同項第十一号に掲げる外国投資証券（前二号に掲げるものを除く。）」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第二十七条の四第二号中「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において同じ。）」を削る。

第二十七条の五中「次条」の下に「、第三十三条の十五、第三十三条の十六、第三十三条の十八及び第三十三条の十九」を加える。

第二十八条第七号中「次条第十二号、第三十条第一項第二号」を「以下この章」に改める。

第二十八条の二第五号中「破産手続開始、再生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産手続開始の申立て等」という。）」を「破産手続開始の申立て等」に改め、同条第六号を次のように改める。

六　不渡り等

第二十九条の二の次に次の四条を加える。

（上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十九条の二の二　法第百六十六条第二項第九号トに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　投資信託及び投資法人に関する法律第百四十二条第一項の規定により行う同法第六十七条第四項に規定する最低純資産額の減少

二　金融商品取引所に対する投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券をいう。以下この条において同じ。）の上場の廃止に係る申請

三　認可金融商品取引業協会に対する投資証券の登録の取消しに係る申請

四　認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である投資証券の取扱有価証券としての指定の取消しに係る申請

五　破産手続開始又は再生手続開始の申立て

六　法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請（上場投資法人等に発生した事実に係る重要事実）

第二十九条の二の三　法第百六十六条第二項第十号ハに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一　財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

二　資産の運用の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三　投資信託及び投資法人に関する法律第二百十六条第一項の規定による同法第百八十七条の登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四　債権者その他の当該上場会社等（法第百六十三条第一項に規定する上場投資法人等に限る。以下この条から第二十九条の二の五までにおいて同じ。）以外の者による破産手続開始又は再生手続開始の申立て

五　不渡り等

六　債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。